

補助金調書

補助金名	公益財団法人九州交響楽団事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化まつり振興部 文化振興課(TEL711-4665)
交 付 先	団 体	公益財団法人九州交響楽団			区 分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため					
補助開始年度	昭和44	年 度	経過年数	57	年 度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的: 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進すること 対象事業: ○ 本市の音楽文化の発展に資する、芸術性の高い演奏会事業 ○ 音楽文化の魅力を広く市民に伝える演奏会事業 ○ 次世代を担う子ども達が、音楽文化との触れあいを体験する演奏会事業					
補助金の終期	令和9	年 度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	① 文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標はいまだ達成しておらず、今後とも継続した取り組みが必要。 ② 九州交響楽団は九州唯一のプロオーケストラであり、市の文化振興に対し大きく寄与しているため、九州交響楽団が行う演奏事業は公益性を有し、補助金は必要性が高い。 ③ 当該補助金により、九州交響楽団は本市内での演奏会を実施することが可能となり、市民が質の高い音楽に触れることができている。また、今後も補助を行うことにより、九州交響楽団による演奏会の質及び回数を維持することが可能となり、市民が音楽に触れる機会を維持することができる。 ④ 九州交響楽団は九州唯一のプロオーケストラであり、同様の事業を行っている他団体はないため、公平性は保たれている。 ⑤ 現時点では、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。 以上の理由により、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ① 印刷及び広報宣伝に係る経費 ② 会場設営に係る経費 ③ 補助対象事業の実施に係る経費 算定方法 補助対象事業の実施に要する経費から当該補助対象事業に係る収入を差し引いて得た額又は補助対象経費に5分の4を乗じて得た額のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で交付				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	160000 千円	160000 千円	160000 千円	160000 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	アクロス福岡シンフォニーホールで開催される定期演奏会をはじめ、巡回演奏会などを実施し、市民に質の高い演奏会を鑑賞する機会を提供した。					
補助金交付 による効果	九州交響楽団は、昭和28年に結成された九州唯一のプロオーケストラであり、定期演奏会、巡回演奏会、移動音楽教室等の活動を通じて、青少年の音楽に対する理解を深め、情操を養うとともに、本市の音楽文化の振興に寄与している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。